

各務原市一時預かり事業実施要綱

(平成17年3月23日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地域の子育て家庭における育児疲れの解消、保護者の急病や就労に伴う一時的な保育の需要に対応するため一時預かり事業を実施し、もって家庭における子育てを支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 一時預かり事業の対象児童は、生後4月から就学前までの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、疾病、負傷等で日常生活に支障がある児童、集団保育に堪えない児童その他市長が一時預かり事業の対象児童として適当でないと認めた児童を除く。

- (1) 市内に居住する児童のうち、保護者の勤務形態等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり一時的に預かりが必要となるもの
- (2) 市内に居住する児童のうち、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に預かりが必要となるもの
- (3) 市内に居住する児童のうち、保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に預かりが必要となるもの
- (4) 保護者の里帰り出産により一時的に市内に滞在する児童のうち、預かりが必要となるもの。ただし、当該保護者が次のいずれかに該当する場合に限る。
 - ア 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、10週間）以内に出産する予定の者
 - イ 産後8週間（多胎児を出産した場合にあっては、10週間）を経過しない者
- (5) その他市長が特に必要と認める児童

(実施保育所)

第3条 一時預かり事業は、別表実施保育所の欄に掲げる保育所において実施するものとする。

(実施日等)

第4条 一時預かり事業の実施日、実施時間及び定員は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、保育所の長は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、実施日又は実施時間を変更することができる。

(利用日数)

第5条 一時預かり事業の利用日数は、週3日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第6条 一時預かり事業を希望する保護者は、あらかじめ一時預かり事業登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、登録を受けなければならない。

(登録の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利用登録の可否について審査し、一時預かり事業利用(登録・不登録)通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知し、登録を認めた者については、登録名簿に登録しなければならない。

(利用方法)

第8条 前条の規定による登録を受けている保護者は、一時預かり事業を利用しようとするときは、別に定める期間内において、保育所の長に利用の申込みを行い、その可否について確認しなければならない

(費用)

第9条 一時預かり事業の利用に当たり、保護者が負担する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 4時間以内の一時預かり 1日当たり800円

(2) 4時間を超える一時預かり 1日当たり1,500円

(3) 昼食 1日当たり300円

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、一時預かりの利用時間が午後6時を超えることとなる場合の保護者が負担する費用の額は、同項第1号又は第2号に定める額に1日当たり200円を加算した額とする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、一時預かり事業を利用している児童の保護者が前条の費用の支払を滞納した場合その他一時預かり事業の利用が不適當であると認められる場合には、登録を抹消することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日決裁）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３０日決裁）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月１６日決裁）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２１日決裁）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２５日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和６年３月１９日決裁）

１ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２ 改正後の第９条第１項第１号及び第２号の規定は、この要綱の施行の日以後の一時預かり事業の利用に係る費用について適用し、同日前の一時預かり事業の利用に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月３１日決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

実施保育所	実施日	実施時間		定員
那加中央保育所	保育所の開所日	月曜日から金曜日 まで	午前７時３０分から 午後７時まで	５人
		土曜日	午前７時３０分から 午後零時３０分まで	
蘇原保育所	１月４日から １２月２８日 まで	月曜日から金曜日 まで（休日を除く。）	午前７時３０分から 午後７時まで	５人
		土曜日（休日を除く。）	午前７時３０分から 午後零時３０分まで	
		日曜日及び休日	午前８時から午後６ 時まで	

備考

１ この表において「保育所の開所日」とは、各務原市保育所の設置及び管理に

関する条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 8 号）第 4 条第 1 項の休業日以外の日をいう。

- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。

年 月 日

（宛先）各務原市長

一時預かり事業登録申請書

フリガナ 保護者氏名		フリガナ 児童氏名 生年月日 年 月 日 (男・女)			
住 所 〒 各務原市		TEL () -			
家 族 の 状 況	氏名	年齢	続柄	職業・学校等	備考
緊急連絡先	氏名	電話番号	続柄		
	氏名	電話番号	続柄		
一時預かり事業を 必要とする主な理 由	1. 保護者の疾病、介護、冠婚葬祭等 2. 保護者等のリフレッシュ等 3. 保護者の仕事の都合 4. 保護者の里帰り出産 5. その他 ()				

利用希望施設	1		2		3	
--------	---	--	---	--	---	--

年 月 日

住所

氏名

一時預かり事業利用（登録・不登録）通知書

各務原市長

一時預かり事業利用（登録・不登録）について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

保護者名		登録番号	
住所			
児童名		生年月日	

※一時預かり事業利用料金は、原則利用時に各施設にお支払いください。

※利用する施設の変更または追加を希望する場合は、
までご連絡ください。

※利用申込期日は原則として利用日の前々日となります。ただしその日が休日
の場合には、その前日となります。

※一時預かり事業は生後4か月以降からのご利用となりますので、ご注意ください。

（備考）登録申請時の利用希望施設名

--	--	--